

別紙2 許可条件

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令、鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例、同施行規則、鎌倉市一般廃棄物処理基本計画を遵守するとともに、市長の指示に従い一般廃棄物を適正に処理する。
- 2 収集及び運搬の区域は鎌倉市域内とする。
- 3 市域内の事業所等から収集した廃棄物と市域外の事業所等から収集した廃棄物を同一の車両で運搬してはならない。
- 4 市域外の事業所等から排出された廃棄物を市の施設へ搬入してはならない。
- 5 一般廃棄物の収集及び運搬は衛生的に行い、市長が定めた分別の区分に従い市長の指定する施設へ搬入するものとする。
- 6 収集した一般廃棄物は、積替え及び保管を禁止する。
- 7 事業計画書に基づき収集及び運搬する一般廃棄物のうち、市の施設へ搬入できるものは可燃ごみと植木剪定材のみとし、その他の資源物については、許可業者が自らの責任により資源の再使用又は再生利用に努めるほか、適正な処理を行うものとする。
- 8 一般廃棄物の収集及び運搬に使用する車両（保有車両一覧表の車両に限る）の前扉両側面に許可業種及び許可番号の表示を行うものとする。
- 9 市長が必要に応じ資料の提出等を求めたときは、速やかにこれに応じ、正当な理由なくこれを拒むことはできない。